

次第 1 諮問書

諮 問 第 2 号

令和 2 年 3 月 1 6 日

和泉市個人情報保護審査会

会長 森口 佳樹 様

和泉市長 辻 宏康

和泉市民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について（諮問）

和泉市民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）で組織する和泉市民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）との高齢者見守り活動に関する協定書締結（以下「本制度」という。）に伴う個人情報の提供について、和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 情報提供の必要性

近年、地域での人間関係が希薄化し、社会で孤立する住民が増加する傾向にあり、特に 80 代の親が 50 代のひきこもりを続ける子どもの面倒を見るという世帯は、誰にも相談できず、必要な支援を受けることができないため、問題が長期化、深刻化する「8050問題」が社会問題となっています。

民児協を通じ、民生委員に住民情報を提供することにより民生委員の円滑な活動を支援し、孤立化した世帯、課題を抱える世帯などの潜在的要支援者世帯を発見し、福祉関係機関・行政との橋渡しを行うことにより、適切な支援につなげる必要があるものです。

2 諮問理由

民生委員法第 14 条第 1 項第 1 号の規定により、民生委員の職務のひとつに、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。」があります。

民生委員は地域から選ばれ、日々の訪問活動等を通じ、地域の高齢者等の見守り活動を行っており、住民への支援が必要なときに必要な支援を行い、住民が能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように活動を行っています。

しかし、近年、地域の人間関係の希薄化により、潜在的要支援者等の住民情報を取得することが困難な状況となり、民生委員活動に支障を及ぼしています。

そこで、市では民児協との間で協定を締結することで、市から民生委員に地域の住民情報を提供することにより、円滑な民生委員活動の支援を行いたいと考えていますが、このことが、個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を利用し、当該実施機関以外のものに提供することに当たると考えられます。

なお、民生委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、民生委員法で守秘義務が課せられている上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報取扱事業者には該当しないため、民生委員への個人情報の提供は禁止されていないものの、平成24年4月26日付、消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡「個人情報の適切な共有について」において民生委員への情報提供については、それぞれの地方公共団体が定める個人情報保護条例の適切な解釈・運用によることとされています。

以上のことから、和泉市個人情報保護条例第9条第1項第6号に基づき諮問するものです。

3 提供する個人情報

和泉市の住民基本台帳に登録のある75歳以上の者の住所、氏名、生年月日、年齢及び性別

4 利用の範囲について

高齢者の日常の見守り活動

5 府内各市の状況

提供の有無		審査会に諮り提供	市の判断で提供
提供している	25団体	12団体	13団体
提供していない	5団体		

6 個人情報の保護措置

（1）提供の場合

- ・提供する情報は、住民の見守りに必要な最小限度の情報とする。
- ・住民情報を民児協に提供するときは、情報を各校区、各町ごとに区分けし、民事協の校区長会議の際に各校区長に市から直接手渡し、各校区長は持ち帰り後、速やかに各民生委員に手渡す。
- ・校区長は、民生委員に手渡すまでは名簿を鍵のかかる引き出し等で厳重に管理するものとする。
- ・民生委員は個人情報を受け取った後、鍵のかかる引き出し等で管理するものとする。

（2）回収の場合

- ・情報の更新のため、市が情報を回収するときは、各校区長を通じ回収する。
- ・校区長は、民生委員から情報を回収し、市に引き渡すまでは鍵のかかる引き出し等で管理する。
- ・市は回収した情報は、鍵のかかるロッカー等で保管し、シュレッダー、溶解又は焼却により処分する。

7 今後のスケジュール

時期(予定)	事 項
R 2 . 4 月 〃 5 月	・ 個人情報提供要領の内容調整 ・ 和泉市民生委員児童委員協議会との調整 ・ 個人情報保護の研修方法について打ち合わせ
R 2 . 6 月	和泉市民生委員児童委員協議会との協定書の締結
R 2 . 7 月	本制度の実施

8 添付資料

- 参考資料 1 民生委員に対する個人情報の提供状況調査結果
- 参考資料 2 和泉市民生委員児童委員に対する個人情報提供要領
- 参考資料 3 厚生労働省からの通知
- 参考資料 4 個人情報保護委員会等のリーフレット
- 参考資料 5 関係法令

次第1 参考資料1

民生委員に対する個人情報の提供状況調査結果

R2.2.29現在

番号	市町村名	諮問の有無	情 報 の 種 類						備考(理由)	回収
			高齢者	災害時避難行動要支援者	生活保護受給者	世帯台帳	緊急通報装置設置者	子ども		
1	吹田市	○	○	○				○		○
2	高槻市	○	○	○	○	○	○			○
3	貝塚市	○	○							○
4	守口市	○	○	○						○
5	茨木市	○	○							○
6	箕面市	○				○				○
7	門真市	○		○						○
8	高石市	○	○							×
9	阪南市	○		○						○
10	豊能町	○	○							○
11	田尻町	○	○							×
12	千早赤坂村	○		○						○
13	岸和田市	×		○					本人同意	○
14	泉大津市	×	○		○				守秘義務	○
15	泉佐野市	×	○						法に基づく	×
16	富田林市	×		○					法に基づく	○
17	河内長野市	×	○					○	条例に基づく	○
18	摂津市	×	○		○				本人同意	○
19	藤井寺市	×	○						条例に基づく	○
20	東大阪市	×	○		○				本人同意	○
21	四条畷市	×	○						覚書による	○
22	島本町	×	○	○	○		○		条例に基づく	○
23	熊取町	×	○						守秘義務	○
24	枚方市	×	○						覚書による	○
25	大東市	×	○							○
26	寝屋川市	×								
27	柏原市	×								
28	羽曳野市	×								
29	交野市	×								
30	岬町	×								
諮問有		12								
諮問無		18								
計		30	19	9	5	2	2	2		22

和泉市民生委員児童委員協議会に対する 個人情報提供要領(案)

(趣旨)

第 1 条 この要領は和泉市民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）が、日常生活に援助を必要とする高齢の地域住民（以下「地域住民」という。）の日常生活を見守ることにより、地域住民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、和泉市（以下「市」という。）が所有する地域住民の情報（以下「個人情報」という。）を民生委員に対して提供することについて必要な事項を定める。

(協定)

第 2 条 市と和泉市民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）は個人情報
を民生委員に提供するに当たり、高齢者見守り活動に関する協定書（様式第 1 号）
を締結するものとする。

(提供する個人情報)

第 3 条 この要領で民生委員に提供する個人情報は和泉市の住民基本台帳に登録の
ある 75 歳以上の者に係る個人情報のうち次に掲げる事項とする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項の事項にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、75 歳未満
の者に係る前項各号に規定する情報について提供することができる。

3 民児協は個人情報の提供を受けようとする場合は、民生委員を代表して個人情報
外部提供申出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

(提供方法)

第 4 条 前条に規定する個人情報の提供に当たっては個人情報外部提供決定通知書
（様式第 3 号）によるものとし、書面により提供するものとする。また、提供を受
けた民児協は個人情報受領書兼誓約書（様式第 4 号）を提出するものとする。

(その他情報提供)

第 5 条 市は、第 2 条に規定する情報以外に、民児協に提供することが明らかに本人
の利益となると認めた情報については、民児協に提供することができる。

2 前項の規定により情報を提供する場合は、第 2 条第 3 項の規定によるものとする。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第 6 条 民児協又は民生委員は、市から提供された個人情報について、目的以外の利
用又は第三者への提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する

場合は、この限りでない。

- (1) 個人の生命、身体、健康、生活、又は財産の保護のため緊急、かつ、やむを得ないと認められる場合
- (2) 公益上必要その他相当な理由がある場合
(所掌事務)

第7条 この要領の趣旨の達成及び個人情報の適正管理のため、次の事務を行うものとする。

- (1) 総務管財室が行う事務は次のとおりとする。
 - ア 個人情報保護条例との調整に関すること。
 - イ その個人情報保護に関すること。
- (2) 市民室が行う事務は次のとおりとする。
 - ア 福祉総務課への住民情報の提供に関すること。
 - イ その他の処理に関すること。
- (3) 福祉総務課が行う事務は次のとおりとする。
 - ア 情報提供に関すること。
 - イ 民生委員に対する守秘義務の徹底に関すること。
 - ウ 住民に対する民生委員の職務の周知に関すること。
 - エ その他民生委員との連絡調整に関すること。

2 市民室は、福祉総務課から第3条に規定する住民情報の提供の申し出があった場合に提供するものとする。

3 福祉総務課は、民児協に対して情報を提供したときは、住民情報提供管理簿（様式第5号。以下「管理簿」という。）に記載するものとする。

4 福祉総務課は、総務管財室から管理簿の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第8条 民生委員は個人情報の保護の重要性を認識し、住民の個人情報の適切な管理に勤めるとともに、その取り扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 民生委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 民生委員は、個人情報の漏洩、複写、滅失、改ざん又は棄損の防止その他個人情報の適正な管理に努めなければならない。

4 民生委員は、個人情報を紛失又は破損した場合は、直ちに市長に報告し、その指示に従い必要な措置をとらなければならない。

(調査)

第9条 市長は、提供した個人情報の利用状況及び管理状態等を確認するため、民生委員に対し必要な調査を行うことができる。

(不適切な取扱に対する措置)

第10条 市長は、提供された個人情報について、民生委員が不適切な取扱をしてい

次第 1 参考資料 2

ると認めるときは、直ちに提供を中止し、当該個人情報の利用の中止、返還、廃棄
その他必要な措置を命ずることができる。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、民児協に対する情報提供に関し必要な事項
は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和〇年〇月〇日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

高齢者見守り活動に関する協定書(案)

和泉市（以下「市」という。）と和泉市民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）は、高齢者の見守りに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、民生委員児童委員協議会が行っている高齢者等の見守り活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（活動）

第 2 条 民児協は、地域の高齢者の生活状態を把握し、見守りの必要な住民への支援活動について民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）に指導するものとする。

（情報の提供）

第 3 条 市は、第 2 条の活動を補助するため、住民の情報を民児協に提供するものとする。

（情報の内容）

第 4 条 市の提供する住民の情報は、75 歳以上の住民の住所、氏名、生年月日、年齢、性別とする。

（提供方法）

第 5 条 市が提供する情報の提供方法は紙媒体によるものとする。

（目的外使用の禁止）

第 6 条 市が提供した住民の情報は、民生委員活動の見守り活動以外には使用しないものとする。

（研修）

第 7 条 民児協は、情報を民生委員に提供する場合、民生委員に対し個人情報の取扱いについて研修を行うものとする。

（保管）

第 8 条 市が提供した情報は、鍵のかかるロッカー等に保管し、第三者の目に入らないように取り扱う。

（情報の処分）

第 9 条 市の提供した情報が不要となった場合、民児協は情報を市に返還し、市はシュレッダー又は焼却により処分を行う。

（守秘義務）

第 10 条 民児協及び民生委員は、見守り活動により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、市・民児協協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和〇年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに市・民児協いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1 年延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

市と民児協は、この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

和泉市
市 長

和泉市民生委員児童委員協議会
会 長

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

和泉市民生委員児童委員協議会

会長 _____ 印

個人情報外部提供申出書

民生委員児童委員の職務遂行にあたり、個人情報の提供を受けたいので、和泉市民生委員児童委員協議会に対する個人情報提供要領第 2 条の規定により申出ます。

記

1 提供を受けたい個人情報

☐ 和泉市の住民基本台帳に登録されている満 7 5 歳以上の者に係る住所、氏名、
生年月日、年齢及び性別

2 必要とする理由

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

和泉市民生委員児童委員協議会
会長 様

和泉市長

個人情報外部提供決定通知書

年 月 日付けで申出のありました個人情報の提供について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 提供する情報

和泉市の住民基本台帳に登録されている 75 歳以上の者に係る個人情報
(住所・氏名・生年月日・年齢・性別)
対象件数 _____ 件

2 注意事項

(1) 目的外利用の禁止

民生委員児童委員は、提供された個人情報を民生委員児童委員活動以外に利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(2) 秘密の保持

民生委員児童委員は、提供された個人情報により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(3) 個人情報の返還等

民生委員児童委員は、任期満了又は解職によりその職を退いたときは、提供された個人情報を速やかに市長に返還しなければならない。

(4) 事故発生時の報告義務

民生委員児童委員は、提供された個人情報を厳重に管理し、漏えい、紛失、破損しないよう適切な保管に努めるとともに、提供された個人情報を紛失し、又は破損した場合は、直ちに市長に届け出て、その指示に従うものとする。

(5) 複写の禁止

提供された個人情報を複写し、又は複製(電磁的記録の作成を含む。)してはならない。

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

個人情報受領書兼誓約書

和泉市の住民基本台帳に住民に関する個人情報を、下記のとおり受領しました。
また、提供を受けた個人情報の管理及び利用については、個人情報保護の重要性
を意識し、その取り扱いについて、次のとおり誓約します。

記

1 受領した個人情報

和泉市の住民基本台帳に登録されている 75 歳以上の者に係る個人情報
（住所・氏名・生年月日・年齢・性別）

対象件数 _____ 件

2 誓約内容

- （1）提供された個人情報は、民生委員児童委員としての職務以外に利用し、又は第三者に提供しません。
- （2）提供された個人情報により知り得た秘密を他に漏らしません。職を退いた後も同様とします。
- （3）個人情報の漏えいにより、個人情報にかかる個人の権利利益が侵害されることのないように細心の注意を持って個人情報を取り扱います。
- （4）個人情報の漏えい、紛失、破損等の事故が発生した場合は、直ちに市に報告し、その指示に従います。
- （5）提供された個人情報を複写し、又は複製（電磁的記録の作成を含む。）は行いません。

（裏面に続く）

次第 1 参考資料 2

3 受領者 和泉市民生児童委員協議会 校区

番号	住 所	氏 名 ⑩
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		
1 1		
1 2		
1 3		
1 4		
1 5		
1 6		
1 7		
1 8		
1 9		
2 0		

次第 1 参考資料 2

様式第5号（第7条関係）

住民情報提供管理簿

[illegible]

各省庁から出されている通知

1. 厚生労働省

・平成19年3月2日付け事務連絡

雇用均等・児童家庭局育成環境課

→各都道府県、各指定都市、各中核市の児童委員、主任児童委員事務担当者

「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供について」

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いします。

・平成19年8月10日付け通知

雇用均等・児童家庭局総務課長、雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長→各都道府県、各指定都市、各中核市の民生主管部（局）長

「要援護者にかかる情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」

市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないように配慮願いたい。

・平成24年2月23日付け通知

社会・援護局長→各都道府県知事・各指定都市長・各中核市長

「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関との連絡・連携の強化の徹底について」

事業者や民生委員等から得られる生活に困窮された方の情報が着実に必要な支援につながるよう、地方自治体の福祉担当部局にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た地方自治体の福祉担当部局は、民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活に困窮された方に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

・平成24年2月27日付け通知

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長→各都道府県、各指定都市、各中核市の障害保健福祉部主管部（局）長

「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」

障害保健福祉担当部局においても、地域において見守りや相談支援等を必要とする障害児・者について、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害児・者関係団体、民生委員等と連携の下、把握に努めるとともに、他の福祉担当部局と情報を共有する体制を構築されたい。

また、相談支援事業者、障害児・者関係団体、民生委員等と連携し、必要に応じ、訪問、電話かけ等を行い、必要な障害福祉サービスの利用に向けた相談支援や安否、健康状態の確認などの見守りなど適切な支援を実施されたい。

・平成 24 年 3 月 2 日付け通知

社会・援護局地域福祉課長→社会福祉法人全国社会福祉協議会会長

雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長

→全国民生委員児童委員連合会会長

「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）」

地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されるよう、民生委員児童委員に置かれましても、日常的な見守り活動の中で、生活に困窮された方の情報が得られれば、これを速やかに地方自治体の福祉担当部局に報告する等、行政との一層の連携をお願いしたいと考えています。

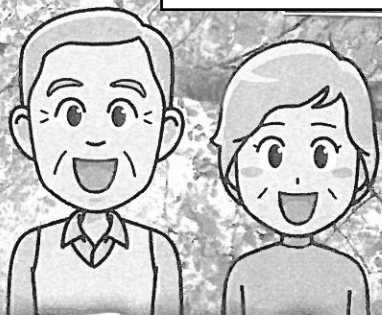
2. 消費者庁

・平成 24 年 4 月 26 日付け事務連絡

消費者制度課個人情報保護推進室→都道府県、政令指定都市の消費者行政担当課、個人情報保護法担当課

「個人情報の適切な共有について」

地方自治体が保有している個人情報の取扱については、各地方自治体が定める条例によることとされており、「個人情報にの保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 20 年 4 月 25 日及び平成 21 年 9 月 1 日一部変更）において、いわゆる「過剰反応」が一部に見られることを踏まえ、条例の適切な解釈・運用がもとめられています。



ご存知ですか?

民生委員・児童委員と 個人情報保護法

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法や児童福祉法に基づいて、地域住民の方々や地域の児童・妊産婦の方々の生活状態を適切に把握し、相談・助言、福祉サービスの利用のサポートなどの職務を行うこととされています。

なお、非常勤・特別職の地方公務員であるため、自治体の条例等に基づき個人情報を取り扱うことになり、個人情報保護法の義務規定が課される個人情報取扱事業者には該当しません。

円滑な職務の実施のために

民生委員法等で守秘義務が課せられていることも踏まえて、民生委員・児童委員に対して、自治会、民間事業者、自治体などの様々な主体から、地域住民の方々の生活状態等の個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

その際、自治会、民間事業者などは、法令に基づく場合や、法令上の事務の遂行に協力する必要があるものの、本人の同意を得ることでその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等には、本人の同意がなくても個人情報を提供することができます。自治体は、自治体の条例等に基づき、自治体の判断により本人の同意がなくても個人情報を提供することができます。

Q

個人情報保護法とは



A

個人情報保護法は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体に個人情報をきちんと大切に取扱いもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。

Q

個人情報とは

A

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの^(※)です。
(※) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。

Q

個人情報取扱事業者とは

A

取り扱う個人情報の数に関わらず、例えば、紙やデータで名簿を体系的に管理されている事業者は、すべて「個人情報取扱事業者」となり、個人情報保護法の対象になります。

ただし、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体等については、「個人情報取扱事業者」から除かれています。これらについては、それぞれ別の法令（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例）が適用されます。

個人情報保護委員会では、個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、苦情あつせんのための個人情報保護法相談ダイヤルを設置しています。

個人情報保護法相談ダイヤル

☎03-6457-9849

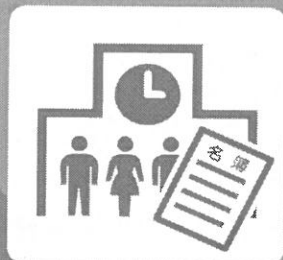
受付時間：土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

より詳細な内容については、個人情報保護委員会のガイドライン等をご参照ください。

- 個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp/>
- ガイドライン等 <https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

「個人情報」を活用し、人のつながりを大切にしたい社会へ

「個人情報の保護」は大切なことですが、過保護ともいえる対応により、その有用性が失われてはなりません。例えば「学校の緊急連絡網」や「災害時の要援護者名簿」の作成、「児童虐待が疑われる家庭の情報」など、社会にとって有用な活動のために個人情報が必要と活用されることが大切です。



学校の緊急連絡網・同窓会名簿



災害時の要援護者名簿



自治体による適切な情報の共有

よくわかる 個人情報保護法

～民生委員・児童委員の活動の
ための情報提供について～

「個人情報」とは、個人の氏名、年齢、住所、家族構成やクレジットカードの番号まで、個人を特定するさまざまな情報のこと。情報は一度流出してしまうと取り戻すことが大変困難です。個人情報取扱事業者には、適切な管理が求められます。

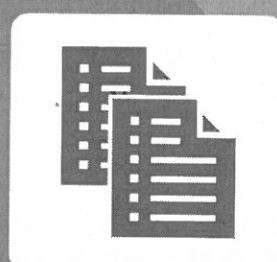
「個人情報」を漏らさないために適切な管理を



パソコンやメディアの管理



カード情報の管理



個人情報の持ち出し制限

個人情報保護法質問ダイヤル 03-3507-9160

(平日 10:00～12:00・13:00～17:00) ※「個人情報保護法」の解釈などの疑問にお答えします。

詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

消費者庁個人情報

検索

消費者庁企画課個人情報保護推進室

民生委員・児童委員の活動のための情報提供について

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

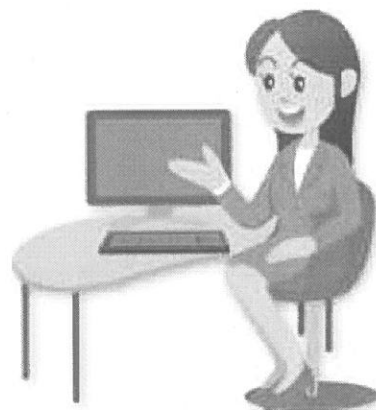


個人情報保護法により個人情報の提供はできない？

個人から民生委員・児童委員への個人情報の提供については、個人情報保護法の規制の対象外となりますので、こうした提供は個人情報保護法上禁止されていません。

地方公共団体から民生委員・児童委員への個人情報の提供については、それぞれの地方公共団体が定める「個人情報保護条例」の解釈によりますので、各地方公共団体の個人情報保護条例担当部局にお問い合わせ下さい。

なお、個人情報保護法の規制の対象となる「個人情報取扱事業者」から民生委員・児童委員へその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに行うことは、民生委員・児童委員は特別職の地方公務員とされているため、個人データの第三者提供の制限の例外（法23条1項4号）として、可能と考えられます。



- ※ 「個人情報保護法」や「法」とあるのは、いずれも個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を指します。
- ※ ここに掲載されている内容は、一般的な考え方を示したものであり、個別のケースによって別途考慮すべき要素がありますので、ご注意ください。

【関係法令（抜粋）】

○民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）

第 3 条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第 5 条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

第 14 条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- （1）住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- （2）援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- （3）援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- （4）社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- （5）社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第 15 条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 16 条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3、4 略

○地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 略

3 特別職は、次に掲げる職とする。

（1）、（1 の 2）略

（2）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（2 の 2）～（6）略

○民生員・児童委員の定数基準について

平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 433 号/社援発第 1145

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知

改正平成 22 年 2 月 23 日雇児発第 0223 第 2 号/社援発第 0223 第 4 号

（基準）

「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区分	配置基準
1 略	略
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
3、4 略	略

○大阪府民生委員定数条例（平成 27 年大阪府条例第 5 号）

第 2 条 民生委員の定数は次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数の範囲内で、市町村の区域ごとに、規則で定める。

（1）人口 10 万人以上の都市 170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 1 人

（2）、（3）略

○大阪府民生委員定数条例施行規則（平成 27 年大阪府規則第 17 号）

第 2 条 条例第 2 条の規則で定める数は、次の各号に掲げる市町村の区域の区分に応じそれぞれ当該各号に定める数とする。

（1）～（13）略

（14）和泉市 295 人

（15）～（36）略